

仕 様 書

1. 事業名

高付加価値観光コンテンツ選定による販路形成事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和9年1月29日（金）

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同してせとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

そのためには、せとうちエリアの美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図ることが必要である。

令和5年度に高付加価値旅行者の誘客に向け集中的な支援等を行う「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」（以下「モデル事業」という。）においてモデル観光地に選定され、モデル事業の取組方針として令和5年度に策定、令和6年度及び令和7年度に改訂した「せとうちエリアにおけるマスタープラン」*1に基づき、機構ターゲットである英、仏、独、米、豪の5か国（以下、「欧米豪」という。）の高付加価値旅行者（ET 層*2・SIT 層*3）に対して訴求力のある高付加価値旅行者向け観光コンテンツ（以下、高付加価値観光コンテンツという。）の選定を実施してきたところである。令和6年度は21件、令和7年度には28件を高付加価値観光コンテンツとして選定した。

本事業は令和6・7年度に続き、現地視察等を実施のうえ、高付加価値観光コンテンツを選定する。

また、令和6・7年度に選定した高付加価値観光コンテンツを活用したモデルコースの造成、せとうちエリアへの送客意欲が高い旅行会社等と連携したFAMトリップやオンラインセミナーを実施することで、せとうち7県およびモデル事業において連携する48市町（別紙1）への誘客促進及び地域への消費額増加を図る。

※1 MP: <https://setouchitourism.or.jp/ja/info/news20260317/>

※2 ET層: Educated Traveler（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者）

※3 SIT層: Special Interest Traveler（特定の関心・趣味を目的とする旅行者）

4. 業務内容

上記の目的を踏まえ、以下（1）から（3）の業務を遂行すること。

後述するアウトプット及びアウトカムに示す数値の達成に向け、機構と協議の上、業務を実施すること。

※アウトプット及びアウトカムに関しては、業務ごとにより具体的な目標を分けて実現可能な企画、運営、提案とすること。

（1）基本業務

業務活動計画及び方法を提案し、事前に機構と協議の上、決定した後に遂行すること。活動計画の策定に当たっては、実施内容を具体的に示すとともに、アウトプット・アウトカムが見込めるような年間の具体的な活動量やスケジュール等を含めて提案すること。

ア 視察対象となる高付加価値観光コンテンツのリストアップ

（ア） 令和6・7年度事業にて選定した高付加価値観光コンテンツ（別紙2）（以下、「令和6・7年度選定コンテンツ」という。）および以下の基準をもとに、ターゲット層に対して知見を有する外国人有識者の意見を参考に高付加価値観光コンテンツのリストアップを行うこと。

<リストアップ基準>

- ・日本らしさ
- ・オーセンティシティ（本物や本質を感じられるか）
- ・日本人（地元の人）との交流
- ・面白い体験・学びになる体験
- ・サステナビリティ
- ・ゲストが共感できるストーリー
- ・本物の職人との特別な体験
- ・体験に基づく自己変容、より豊かな人生への視座獲得
- ・販売に向けての実現性

（イ） リストアップにあたっては、「令和8年度以降選定見込み」となっている10市町・20コンテンツ以上（1市町あたり2コンテンツ以上）をリストアップすることを必須とする。また、提案によってはその他の市町についても視察対象コンテンツをピックアップすることは可とするが、別紙2の既に2コンテンツが選定されている12市町を除くこと。

（ウ） コンテンツのリストアップは機構と協議、合意のうえ実施すること。なお、令

和7年度に当機構の現地視察実績があるものについては、事業実施に際し、受託会社に対し当機構より情報提供を行う。

イ 現地視察

- (ア) 上記アよりリストアップした高付加価値観光コンテンツを対象とし、ターゲット層に知見を有する外国人有識者1名以上による現地視察を実施し、高付加価値観光コンテンツの内容を評価すること。評価とは、高付加価値観光コンテンツとして販売可能な状態であるかを判断することであり、評価基準は提案によるものとする。
- (イ) 「令和8年度以降選定見込み」となっている10市町・20コンテンツ以上（1市町あたり2コンテンツ以上）を含む現地視察を実施すること。
- (ウ) 現地視察に関する調整
 - a 以下の手配及び費用負担を行うこと。
 - (a)外国人有識者の招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用
 - (b)専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用
 - (c)有料道路等利用料・駐車料金
 - (d)視察施設等の予約、宿泊施設等の視察許可の申請体験料および入場料
 - (e)国内旅行傷害保険
 - (f)その他手配及び費用負担が必要なもの
 - b 現地視察中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。
 - c 機構職員も現地視察に同行予定だが、費用は本事業の経費には含まない。
 - d 上記を踏まえ、視察実施日の2週間前を目処に機構と協議、合意のうえ、行程詳細を決定すること。
- (エ) 有識者による簡易レポート作成
簡易レポート作成内容について機構と事前に調整し作成し、視察した市町および事業者へ報告するとともに後記の実施報告書の中で取りまとめること。
- (オ) 高付加価値観光コンテンツの選定
作成した簡易レポートをもとに高付加価値観光コンテンツを10件以上選定すること。選定するコンテンツは機構と協議の上、決定すること。
- (カ) フォローアップ
 - a 有識者は選定の有無に限らず、視察を行ったコンテンツを有する全ての事業者に対しレポートをもとに磨き上げなど継続してフォローアップを行うこと。ただし、事業者がフォローアップを必要しない場合はこの限りでない。
 - b フォローアップの内容は、コンテンツがより多くの高付加価値旅行者に受

け入れられるよう改善点等のアドバイスを想定する。

c 視察の結果、コンテンツの選定がない市町については、令和9年度に向けて継続的なフォローアップおよび調査等を実施すること。

ウ 有識者ブラッシュアップセミナーの実施

- (ア) 現地視察後、参加自治体 48 市町およびせとうちエリア等の事業者を対象とした、ターゲット層に知見を有する外国人有識者によるブラッシュアップセミナーをオンラインで1回以上実施すること。
- (イ) セミナー資料は日本語で作成し、日本語でセミナーを実施すること。
- (ウ) セミナーには、令和6・7年度選定コンテンツの事業者1社からの講話を含むこと。登壇する事業者は機構と協議して決定すること。

エ コンテンツサマリーおよびタリフの制作

- (ア) 現地視察にて選定された高付加価値観光コンテンツ（以下、「令和8年度選定コンテンツ」）について、令和6・7年度に作成したコンテンツサマリー「Tour_Detail」、コンテンツタリフ「Tour_Tariff」*4を基準とし、ストーリー等を整理した写真付きのコンテンツサマリーとコンテンツタリフを作成すること。
- (イ) コンテンツサマリーおよびタリフについては、A4サイズ、フルカラーで英語版と日本語版を作成し、PDFデータで納品すること。
- (ウ) 納品されたPDFデータは機構HPに掲載する予定であるが、HP掲載作業は機構職員が実施するため費用は本事業の経費には含まない。

※4 <https://drive.google.com/drive/folders/1UCMFm5ApYqWcupR806AN1Ao8LFkr-5x5>

ダウンロードしたデータは、著作権者の事前の書面による承諾なく、転載、複写、編集、加工、頒布、その他一切の二次利用を行ってはならない。

オ モデルコースの造成

- (ア) 令和6・7年度選定コンテンツを活用し、せとうちエリアで3泊4日以上滞在となるモデルコースを2件以上造成すること。複数県を訪問するコースを設計し、7県を最低1回は訪問すること。
- (イ) せとうちDMOの主要テーマである「クルーズ」「サイクリング」「アート」「食」「宿」「地域産品」および「サステナビリティ」に加え、「アドベンチャーツーリズム(AT)」「多世代旅行」「ウェルネス」のテーマを意識したルート設計を行うこと。なお、モデルコースには令和8年度選定コンテンツを含む必要はない。

- (ウ) 地域特性や交通アクセス、せとうちエリアへの来県を前提にしたコースのイン・アウトを考慮したコース設計とし、機構と協議、合意のうえ、ルート詳細を決定すること。
- (エ) 必要に応じて、機構が過去に作成した23ルートを参考にすること。
<https://www.setouchi.travel/en/setouchi-journeys/index.html>

カ 旅行会社等の招請

- (ア) 令和6・7年度選定コンテンツおよび造成したモデルコースを販売するために、欧米豪市場において有力な旅行会社等を選定し、FAM トリップを企画運営、実施（実施後のフォローアップを含む）すること。招請を検討する旅行会社等の会社名、訪日旅行取扱実績（例：令和7年度送客実績）、強み等具体的な根拠のもと提案し、機構と協議の上決定すること。
- (イ) FAM トリップは上記オで造成したモデルコースをベースに2回以上実施し、各FAM トリップに2社以上招請すること。FAM トリップの日数は提案によるものとするが、招請者がツアー等の旅行商品造成時に令和6・7年度選定コンテンツの組み込みをイメージできるよう宿泊先など前後の行程を意識したルートを提案すること。
- (ウ) FAM トリップ実施に関する調整
 - a 以下の手配及び費用負担を行うこと。
 - (a) 外国人有識者の招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用
 - (b) 専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用
 - (c) 有料道路等利用料・駐車料金
 - (d) 視察施設等の予約、宿泊施設等の視察許可の申請体験料および入場料
 - (e) 車中での飲料水
 - (f) 国内旅行傷害保険
 - (g) その他手配及び費用負担が必要なもの
 - b 現地視察中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。
 - c FAM トリップには原則として機構職員1名＋添乗員1名＋通訳案内士1名を随行させることとする。添乗員については旅程管理主任者の資格を有することが望ましい。なお、機構職員の費用は本事業の経費には含まない。
 - d 上記を踏まえ、視察実施日の2週間前を目処に機構と協議、合意のうえ、行程詳細を決定すること。
- (エ) FAM トリップ後、被招請者に対し訪問したルートの評価等を内容とするアンケート調査等を実施し、問題点や改善点の把握に努め可能な限りモデルコースへ

反映すること。また、本事業の効果を調査・分析するとともに後記の実施報告書の中で取りまとめること。アンケート調査の実施内容は機構と事前に調整すること。

キ モデルコースサマリーの作成

- (ア) 作成したモデルコースについて、コーステーマ、コースが分かる地図、写真を掲載したサマリーを作成すること。
- (イ) サマリーはA4サイズ、フルカラーで英語版と日本語版を作成し、PDFデータで納品すること。
- (ウ) FAMトリップで得られた問題点や改善点を可能な限り反映すること。
- (エ) 納品されたPDFデータは機構HPに掲載する予定であるが、HP掲載作業は機構職員が実施するため費用は本事業の経費には含まない。

ク オンラインセミナーの実施

- (ア) 上記オで作成したモデルコースおよび令和8年度選定コンテンツの販売を促進させるために、欧米豪市場において有力な旅行会社等を対象としたオンラインセミナーを企画運営、実施すること。実施回数およびセミナーのプログラムについては提案によるものとするが、1回の実施にあたっては5社以上集客すること。
- (イ) 参加案内を行う旅行会社等の会社名、訪日旅行取扱実績（例：令和7年度送客実績）、強み等具体的な根拠のもと提案し、事前に機構と相談し決定すること。
- (ウ) セミナー後、参加者に対しアンケート調査等を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに後記の実施報告書の中で取りまとめること。アンケート調査の実施内容は機構と事前に調整すること。

(2) 報告業務

ア 例月報告

毎月10日迄に前月実施した活動状況について、可能な限り詳細の情報を掲載した報告書を日本語で作成し提出すること。また、必要に応じて事業進捗確認等の報告会を機構からの指示のもと対面またはオンラインで適宜実施すること。なお、報告の提出にあたっては事前に機構と協議を行うこと。

イ 年間報告書

- (ア) 提出物 事業実施報告書（A4判）1部、及び電子データ
- (イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (ウ) 提出期限 令和9年1月27日（水）

なお、事業実施報告書については、提出期限の2週間前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて履行期間の満了までに変更があった数値等は、当該報告書の提出期限後であってもその都度反映すること。

(エ) 報告書の作成にあたっての留意点

分かりやすく作成するとともに、事前に機構職員の承認を受けること。また、事業終了月に適宜ヒアリング等を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに実施報告書の中で取りまとめること。

(3) その他

ア 当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、よりシンプルな事業推進体制とすること。

イ 必要に応じて、機構事務所で打ち合せを実施すること。

5. 目標

(1) アウトプットとして

ア 視察コンテンツ数：20件以上

イ 有識者ブラッシュアップセミナー実施：1回以上

ウ モデルコースの造成：2コース以上

エ FAMトリップの実施：2回以上

オ オンラインセミナーの実施：1回以上

(2) アウトカムとして

ア 高付加価値観光コンテンツサマリー及びタリフ：10件以上

イ モデルコースサマリー：2コース以上

ウ FAMトリップへの招請旅行会社：4社以上

エ オンラインセミナーへの招請旅行会社：5社以上

6. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定する。

また、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

7. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については機構の指示に従うこと。

8. 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

9. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て観光庁に帰属するが機構は実績紹介として一部を利用できるものとする。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、「10. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- (5) 業務の実施に伴い知り得た起稿及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- (6) この事業は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」に

基づく事業であるため、内容等を事前に確認し、それに沿って提案・実施すること。

参考：観光庁ホームページ

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/kofukakachi.html

(一社) せとうち観光推進機構

担当：國本

電話：082 - 836 - 3217